

特別支援教育就学奨励費制度について

特別支援教育就学奨励費とは

宇部市立の小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者、および他校通級の児童・生徒の保護者を対象とし、就学のために必要な経費の一部を支給することにより、保護者の負担軽減を図る制度です。

支給対象者の認定基準

児童・生徒の属する世帯全員の前年中所得（社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除）が、厚生労働省が定める
需要額の 2.5 倍未満の方 → 【対象経費（裏面参照）】① ～ ⑧ すべて対象

需要額の 2.5 倍以上の方 → 【対象経費（裏面参照）】⑥ ⑦ ⑧ のみ対象（ただし、支給対象額は、実額の半額）

※ 世帯ごとの需要額は、世帯構成・世帯員の年齢・その他の条件で異なります。

《参考》4人世帯で、両親の年齢：20～40代 小学生の子供2人を養育している場合



年間の需要額＝約 250 万円

この場合、世帯の合計所得約 625 万円までの方が、認定（2.5 倍未満）

※ 生活保護法に基づく教育扶助または就学援助を受給している場合は、対象から除きます（ただし、⑦ ⑧ は支給対象）

※ 他校通級の方については、通級のための交通費のみ支給対象となります（就学援助との併給が可能）

支給までの流れ

5月 申請手続き等の詳細について、学校から書類を配布



6月 教育委員会にて、要否判定



7月下旬頃 認定者へ決定通知書（4月1日付認定）を送付（ご自宅へ郵送）



8月～ 対象費目について、指定された保護者口座へ振り込み
（支給予定時期については、裏面参照）

※ 年度途中での在籍変更・通級指導開始の場合は、それぞれ別の時期になります。

認定が取り消される場合

次のいずれかに該当する場合は、認定が取り消されます。

- （1） 生活保護法に基づく教育扶助の受給者または就学援助受給者となった場合
- （2） 他の市町村に転出した場合
- （3） 当該児童・生徒が死亡した場合
- （4） 虚偽の方法により受給した場合
- （5） その他受給する必要のなくなった場合

変更等の届出

次のような場合は、学校に変更の届出が必要です。

- （1） 保護者及び児童・生徒の氏名が変わる場合
- （2） 転校により、住所及び学校が変わる場合
- （3） 振込口座を変更する場合
- （4） 受給を辞退する場合

【お問い合わせ先】

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号（本庁舎）

宇部市教育委員会 教育支援課

特別支援教育推進係

TEL：0836-34-8625

FAX：0836-22-6066

【対象経費】

支給費目	支給額・支給予定等
① 学校給食費 学校給食に要する経費 ※ 給食の状況（欠食等）を確認のうえ、支給します。	【支給額】 小学校：2,200 円／月 中学校：2,450 円／月 【支給予定】 <1 学期分> 8 月 <2 学期分> 1 月 <3 学期分> 3 月（精算額を支給）
② 学用品・通学用品購入費 児童・生徒が教育課程上で通常必要とする学用品・通学用品の購入費 ※ <u>購入先のレシート・領収書等の提出は不要です。</u>	【支給額】 小学校：5,820 円（定額） 中学校：11,370 円（定額） 【支給予定】 10 月 ※ 年度途中の認定者は、調整額を随時支給します。
③ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（新1年生のみ） 小・中学校に入学する児童・生徒が教育課程上で通常必要とする学用品・通学用品の購入費 ※ <u>購入先のレシート・領収書等の提出は不要です。</u>	【支給額】 小学校：25,555 円（定額） 中学校：30,490 円（定額） 【支給予定】 10 月 ※ 4 月 1 日付認定者のみ対象となります。
④ 修学旅行費 児童・生徒が参加する修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費等の経費 ※ 一部援助できない経費もあります。	【支給額】 実額の 1/2 （限度額：小学校 10,790 円） 中学校 28,860 円） 【支給予定】 12 月（学校から「修学旅行費計算書」の提出を受けた後）
⑤ 校外活動等参加費 児童・生徒が学校行事として実施される校外活動（修学旅行を除く）に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の経費 ※ 一部援助できない経費もあります。	【支給額】 実額の 1/2 （限度額：宿泊を伴わないもの） 小学校 800 円 中学校 1,155 円 （限度額：宿泊を伴うもの） 小学校 1,845 円 中学校 3,105 円 【支給予定】 12 月（学校から「校外活動費計算書」の提出を受けた後）
⑥ 通学に要する交通費 児童・生徒が通学する場合に必要な交通費 ※ 学校長が必要と認めたものに限りです。	【支給額】 実費額 【支給予定】 随時（学校から「通学費支給申請書」の提出を受けた後）
⑦ 職場実習交通費（中学校のみ） 学校の教育計画に基づき、生徒が職業教育のための現場実習に参加する場合の交通費（バス・JR を利用したもの）	【支給額】 実費額 【支給予定】 随時（学校から「職場実習交通費支給申請書」の提出を受けた後）
⑧ 交流及び共同学習交通費 学校教育の一環として、交流及び共同学習に参加する場合に必要な交通費（バス・JR を利用したもの）	【支給額】 実費額 【支給予定】 随時（学校から「交流学習交通費支給申請書」の提出を受けた後）

（※支給予定は変更になる可能性がございます。）

※制度の詳細については、宇部市公式ウェブサイトに掲載しております。

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/kosodateouen/mokuteki/kosodate_teate/1003570.html

